

令和 8 年 滑川町農業委員会 第 4 回総会 議事録					
召 集 月 日		令和 8 年 6 月 16 日（火）			
開 会		令和 8 年 6 月 25 日（木） 午前 9 時 25 分			
閉 会		令和 8 年 6 月 25 日（木） 午前 10 時 15 分			
議 長		北堀高茂	代理議長		仮議長
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員（13 名中 12 名出席、1 名欠席）					
1	杉 田 京 子	欠 席	8	齋 藤 哲 男	出 席
2	飯 塚 久 雄	出 席	9	能 見 義 夫	出 席
3	赤 沼 裕	出 席	1 0	田 幡 只 夫	出 席
4	北 堀 高 茂	出 席	1 1	-	-
5	大 嶋 剛	出 席	1 2	井 上 茂 昭	出 席
6	吉 田 利 好	出 席	1 3	吉 田 昇	出 席
7	齋藤美津子	出 席	1 4	贅 田 基 司	出 席
農地利用最適化推進委員（9 名中 8 名出席、1 名欠席）					
下福田	小 林 隆	出 席	伊 古	瀬 上 勉	出 席
上福田	小 久 保 透	出 席	中尾・水房	山 下 武	出 席
山 田	服 部 雅 俊	出 席	羽尾 1・月輪	田 島 康 男	出 席
土 塩	杉 田 照 秋	出 席	羽尾 2	矢 島 一 男	出 席
和泉・菅田	鈴 木 康 夫	欠 席			
参 与 者		書 記		事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員		14 番	贅 田 基 司	2 番	飯 塚 久 雄

第 4 回 総 会 審 議 議 案		
日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 15 号	農地法第 4 条（知事）について
日程第 3	議案第 16 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 17 号	滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
日程第 5	議案第 18 号	令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
日程第 6	議案第 19 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。定刻前ですが、令和8年第4回の農業委員会総会を始めさせていただきます。欠席者の報告ですが、議席番号1番の杉田委員さんより欠席届が提出されております。それから、農地利用最適化推進委員ですが、和泉・菅田地区担当鈴木推進委員さんより欠席届が提出されておりますのでご報告させていただきます。最初に北堀会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長 令和8年度第4回の総会に忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。4月と5月に議案が無く、総会を行わなかったのが久しぶりだなと感じています。事務局は4月の人事異動で新体制になりましたので皆さんよろしくお願い致します。今年の田植えは沼の水が少なく水不足が心配されていましたが、一部を残して順調に進んだようで良かったと思います。また、来年4月には農業委員と農地利用最適化推進委員の任期が満了します。今後、次期改選に伴う事務作業が始まりますのでご承知おき下さい。本日提案された議案の慎重審議をお願いして会長の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、13名中12名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和8年滑川町農業委員会第4回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中8名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業

委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号14番贅田基司委員、議席番号2番飯塚久雄委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議長 日程第2議案第15号、「農地法第4条について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第15号「農地法第4条(知事)について」です。今月の申請件数は1件です。それでは議案書1頁、資料は議案第15号資料1-①から②と記載されているものになります。それでは説明いたします。申請地は1筆、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、現況 畑、農業振興地域内の農地、60㎡です。農地の区分は、10ha未満の小集団農地であるため、第2種農地と判断いたします。申請人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。転用事由ですが、所有権により貸駐車場として利用する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

10 番 4班班長 10番の田幡只夫です。本案件につきましては去る6月23日火曜日午前8時から農業委員4名、農地利用最適化推進委員2名、計6名で申請地の現地調査を行いました。詳細につきましては、担当の飯塚委員から報告を申し上げますので、慎重ご審議をよろしくお願いいたします。

2 番 4班2番飯塚です。担当委員として説明します。申請地は、〇〇〇を東から出て、〇〇〇方面へ向かい、×××km ほど行った〇〇〇と交差する信号を右折し、〇〇〇入り口を過ぎたところを左折し、×××m 行ったところにあります。転用の目的は、駐車場不足による申請です。面積は 60 m²です。理由書がありますので読ませていただきます。現在私は、自宅敷地内の離れ2階を□□□に貸していますが、利用者が大勢来た時に敷地内で利用できる駐車スペースが足りないのもっと駐車スペースが欲しいと、□□□からの要望を受けました。このため、駐車スペースをいろいろ探しましたが、別紙①宅地南側部分は近隣の人たちに貸しており、別紙②宅地北側部分×××番×××の駐車場は 755 m²で広い敷地ですが、□□□の駐車場として貸してあるため、駐車スペースはありません。他に知り合いの土地で、別紙③×××番で×××m²の土地、別紙④×××番地×××で 546 m²の土地、別紙⑤×××番×××で 87 m²の土地、別紙⑥×××番×××で 77.56 m²の土地、別紙⑦×××番×××で 341.61 m²の土地を代替地検討しましたが、□□□事務所から遠いので近いところで貸してほしいと頼まれました。その他いろいろ探しましたが、他に土地はありません。仕方なしに、当申請地と自宅敷地の一部を利用して、駐車場として利用したいと思います。農地転用許可の程よろしく願いいたします。申請地は、周辺が道路だとか、駐車場、宅地になっております。取り残されたような農地になっております。農地転用したい土地と一緒に利用したい土地は、申請者所有なので問題ないと思われます。万が一、被害が生じた場合には責任を持って対処することです。資金調達計画書について残高証明書が添付されており、事務局で確認済みです。調査の結果、この転用申請については、やむを得ないと思われます。以上です。

議長 ほかにございますか。

推進委員 〇〇〇担当の推進委員の□□□です。今回の駐車場の申請ですが、周辺農地への影響は現在ないと思います。

議長 ほかにございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、番号1については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。日程第2議案第15号は以上になります。

議長 日程第3、議案第16号「農地法第5条について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第16号「農地法第5条(知事)について」です。今月の申請件数は1件です。それでは議案書2頁、資料は議案第16号資料1-①から③と記載されているものになります。それでは説明いたします。番号1、申請地は、1筆、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、10㎡です。農地の区分は、10ha未満の小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇市〇〇〇×××番×××号〇〇〇×××、□□□様です。転用事由ですが、売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議長 この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

10番 4班班長10番の田幡只夫です。本案件につきましては、先ほどの15号議案と同様、農業委員4名それから農地利用適正最適化推進委員2名の計6名で同日23日火曜日午前8時から現地調査を行いました。詳細につきましては、先ほど同様に担当の飯塚委

員の方から報告を申し上げますので、慎重ご審議をお願いいたします。

- 2 番 4 班 2 番飯塚です。担当委員として説明します。申請地は、〇〇〇を南に向かい、最初の丁字路を右折し、×××mぐらい行ったところを左折し、×××mぐらい行った右側にあります。先に理由書を読ませていただきます。現在私は、〇〇〇市のアパートにて生活をしております。結婚し家財道具などが増え、現在アパートでは手狭になったため、将来を考えマイホームの建築を計画いたしました。私の理想の土地は、現在の生活環境と大きな変化がなく、通勤可能であり、別紙土地利用計画図のような計画が行える土地である事です。この土地を選定した理由は、現在生活しているアパートから約×××キロと近く、生活環境に大きな変化がない事や私の勤務先〇〇〇市まで電車を使用し、約×××時間で通勤可能と考え、この土地を選定しました。土地の利用に関しては、計画建物が配置でき、駐車場を3台、内訳自己用2台来客用1台を確保でき、排水設備を設けられるように計画いたしました。計画を進めていく中で、別紙土地利用計画図の通りの計画が可能であり、最寄り駅まで近い土地を別途検討しましたが、理想の土地は見当たりませんでした。以上のような理由から、今回の農地転用許可申請をいたしますので、ご許可のほど、何卒よろしくをお願いいたします。決議をいただき建築工事を行う際には、近隣に迷惑をかけないように配慮し、使用目的以外の土地利用は行いません。他に候補地が2ヶ所ありましたが、いずれも最寄り駅から遠いため、断念とあります。この案件は、□□□氏が所有する山林と□□□氏が所有する農地面積10㎡を購入し、自己用住宅を建設するための5条申請です。申請書に、建設計画書、排水計画書等添付されており、建設計画書は明確に示されており、排水は合併浄化槽による側溝放流になっております。雨水につきましては、敷地内処理となっております。転用によって万が一被害が生じた場合には責任を持って対処しますとのことです。資金調達計画書について住宅ローン事前審査計画書、土地売買契約案が添

付されており、事務局で確認済みですとの事です。調査の結果、この提案申請ではやむを得ないと考えます。以上です。

議 長 ほかにございますか。

推進委員 ○○○担当の推進委員の□□□です。申請地は、農業振興地域以外の場所にあり、宅地化が進んでいる箇所です。周辺農地への影響は現在ないと思います。本申請に関する意見は以上です。

議 長 ほかにございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、番号1は許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。日程第3議案第16号は以上になります。

議 長 日程第4、議案第17号「滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。それでは事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第17号「滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を説明いたします。議案書の3頁及び議案第17号資料をお手元にご用意ください。制度の詳細及び案件の説明については、産業振興課の農林商工担当が行いますので、宜しくお願いいたします。

町 担 当 皆様、改めましてこんにちは。産業振興課、農林商工担当の田幡と申します。よろしくお願いいたします。内容といたしまして、議案第17号、滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見につきまして、資料に基づき説明をさせていただきます。皆様既にご存じの通り、農業振興地域の変更、いわゆる除外と言われるもの

でございます。除外とは農業振興地域整備計画の中にある、滑川町の将来にわたって残していかなければならない最も重要な農地であるということで解釈をしております。そこを農地以外のものにしたいという申請が、今回1件出てきております。この件につきまして、農業委員会の同意を頂きたく、内容を説明させていただきます。それでは、早速でございますが事案番号1につきまして、所在地、地目、面積等を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、所在地でございますが、〇〇〇町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部でございます。地目につきましては、登記簿、現況とも畑でございます。面積につきましては、35 m²。目的につきましては、携帯電話の基地局を新規に計画したいというお話でございます。土地所有者につきましては□□さん、事業計画者につきましては、株式会社□□□でございます。そちらに書いてございます、必要性・適当性・非代替性、農業利用への支障、この辺りにつきましては、まず要件を満たしているということで確認ができてございます。農業に対する支障は無いと産業振興課の方では考えてございます。一枚めくって頂きまして、場所の方でございますが、県道〇〇〇線を〇〇〇から約×××km北に進み、□□□の看板の先を右折し、×××m進んだ突き当りの土地が申請の場所になっております。こちらの方に新しく基地局を設置したいという申請が出ております。説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 只今、担当より詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。それでは無いようですので、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について承認することに賛成の方は挙手をお願いします

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第17号については、申請内容を承認とし、農業委員会として異議なしとして、滑川町長に意見を送付いたします。

日程第 4 議案第 17 号は以上になります。

議長 日程第 5、議案第 18 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第 18 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」をご説明いたします。議案書は 4 頁、議案第 18 号の資料になります。経緯としましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動や実施事業の状況について、ホームページ等で公表することが法定化されております。また、「農業委員会による最適化活動の推進等について」を定め、各農業委員会は、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととされました。公表は 6 月末までに実施することとされているため、各年度の初めに昨年の活動の点検・評価を行うこととされています。資料は昨年度の状況をまとめ、7 年度の農業委員会活動結果という形になります。それでは資料の 1 頁をご覧ください。「Ⅰ 農業委員会の状況 1 農業委員会の現在の体制」については令和 7 年 4 月 1 日時点の委員の内訳について記載しております。2「農家・農地等の概要」については、2020 農林業センサスと耕地及び作付面積統計に応じた数値が記載してあります。続いて 2 頁以降「Ⅱ 最適化活動の実施状況」をご覧ください。「1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積」になります。こちらは、農地等の利用最適化の取組について、地域計画等に基づく農地の利用集積・集約がどの程度進んだかを見るための項目です。簡単に説明しますと、認定農業者等へどの程度農地の集積・集約ができたかをまとめたものになります。②の表にある 目標では、新規集積面積 13.72ha を目標としておりましたが、③の表にある実績として今年度の新規集積面積-6.73ha となっております。①の表にある これまでの集積面積 (B) の累計が 211.43ha で③実績では、今年度末の集積面積 (累計) (G) 204.70ha となり、集積減少という結果となっております。次に 2 頁下段の「(2) 遊休農

地の発生防止・解消」をご覧ください。②目標では、令和３年度の利用状況調査で判明した遊休農地について、解消目標面積4.92haとしておりましたが、３頁③実績内の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)は3.29haであり解消率は66.9%(昨年40.9%)となりました。今後も農地の有効利用を図るとともに、遊休農地としないために継続的な農地パトロール等の農業委員会活動が必要と考えられます。次に３頁下段から４頁の「(3)新規参入の促進」をご覧ください。①現状及び課題において令和４年～６年度の新規参入者はありませんでしたが、４頁の③実績に記載しているように令和７年度は１経営体が新規参入する事になりました。引き続き、地元等で新規就農に意欲をもった方がいましたら情報の提供をよろしくお願いいたします。次に４頁中段から５頁に続く「２最適化活動の活動目標」と「３新規参入相談会への参加」ですが、こちらは委員の皆様に行っていただいた、最適化活動の活動目標日数と活動強化月間の設定、更に新規参入相談会への参加の目標と実績について記載しております。詳しい説明は省略いたしますが、ご確認いただければと思います。以上のような結果から５頁下段にある目標の達成状況の標語が決定されています。この標語は、達成状況の標語を決めるための別表があり、点数評価に基づいて決められます。その結果「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となっております。次に６頁の「Ⅲ事務の実施状況」の「１総会部会の開催実績」と「２農地法第３条に基づく許可事務」と「３農地転用に関する事務」については、記載のとおりとなりますので、説明は割愛させていただきます。最後に「４違反転用への対応」についてご覧ください。現在注意をすべき違反農地は0.18haとなります。農業者の方に、自分が所有している農地であっても権利移動や用途を変える場合は、手続が必要となるということを引き続き周知していくことが必要であると考えられます。全ての内容について詳細に説明はできませんでしたが、この内容をホームページ等で公表し、県等にも報告させていただきます。もし、その際に誤字脱字等がありあましたら、

事務局で調整させていただきます。説明が長くなりましたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

推進委員 ○○○推進委員の□□□です。活動に対する目標の達成状況なんですけれども、2 頁の中段のところにある目標に対する達成状況が 90.9%という事は 100%ではないということで未達という事ですよね。それからもう一つ、遊休農地の解消に関する達成状況の 66.9%これも未達という。行動に対して実績には繋がっていないけれど、行動は 100%やっていますよという状況が分かる。なんでこんなに行動しているのに出来ないのかっていうのは、農業に関わるものだけで解決することじゃないからこのようになってしまうと思うのですね。産業振興も含め、町の農業に関する事をここで論議する場だと思うのです。第 17 号議案で農業振興地域について話があったように何か行うにも縛りがある。様々な絡みがあり、簡単な農業からの提案や説明を行うにもその案件だけで簡単に済まない。このような事があり、未達っていうところに繋がるような気がするのですが、皆さん、どのような考えでいらっしゃるのか。今日聞くことじゃないと思いますが、この場を借りてこの 2 年半ほどの中で感じた事、これは簡単な意見にもなりますが話しました。以上です。

事務局 未達の件からお話をさせていただきたいと思います。今回、□□推進委員さんにお話をいただきました件、これは例年いただいている件だったと思います。こちらの件は、基本的に農地の動きから生じるものですので、未達という事も出てしまうものだというふうに判断しております。そうした状況も含め、判断すると、5 頁にある目標に対して期待通りに結果が得られたとなっております。農業を推進していく上で様々な計画もあり、それぞれが関係しながら成り立っています。また、話合いの内容によっては一部分について話す事もあるとご理解を頂きたいと思います。地

域計画等の話合いの場では産業振興課と農業委員会で連携して推進して聞きたいとも考えております。

推進委員　〇〇〇推進委員の□□□です。行動しているのに結果が出ないのは、元々の計画が合っていないのではないかな。計画、行動計画が合っていないからそこに目標に達しないのではないかな。計画作成が合致してない、あるいは現状と合致してないと、推進委員や農業委員の方が頑張っても、あるいは地元の方が活動しても、なかなかここに繋がっていかないのではないかなと思いますが、どうお考えですか。

事務局　この様式は統一されており、目標数値はガイドラインに沿ったものとなるため、変更は出来ません。農業委員会でそういった意見があった事については関係機関等に伝えたいと考えております。

議長　他にはございますか。

（委員より意見無し）

議長　それでは無いようですので、この件について説明内容について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（委員全員の挙手あり）

議長　全員賛成ですので、議案第 18 号については、承認とさせていただきます。日程第 5 は以上になります。

議長　日程第 6、議案第 19 号「農地法第 3 条の 3 について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第 19 号「農地法 3 条の 3（相続等による権利移動）について」を説明いたします。届出案件は 2 件になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。議案書の 5 頁から 7 頁、資料は議案第 19 号資料 1、2 と記載されているものをご用意ください。番号 1 所在地は大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、232 m²、他 29 筆になります。位置については資料のとおりとなります。届出者ですが〇〇〇×××番地×××、□□□

様です。届出事由は相続による所有権取得によるものです。受理状況は備考のとおりです。続きまして、番号2所在地は大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、1,876 m²、他8筆になります。位置については資料のとおりとなります。届出者ですが〇〇〇市大字〇〇〇×××番地、□□□様です。届出事由は相続による所有権取得によるものです。斡旋の希望は、有りとなっておりますので、担い手等のお話がありましたら事務局まで情報をお寄せください。受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは議案第19号の質疑を終了いたします。日程第6は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和8年第4回総会は、閉会することに決定いたしました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。以上を持ちまして第4回総会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和8年7月24日

議 長 北堀 高茂

署名委員 贅田 基司

署名委員 飯塚 久雄